

多摩市公契約審議会  
会長 古川景一 殿

多摩市長 阿部裕行

多摩市公契約審議会への諮問（令和6年度労務報酬下限額等）について

多摩市公契約条例第7条第2項の規定により、下記のとおり令和6年度労務報酬下限額等について諮問する。

なお、審議にあたっては、令和4年度答申において課題とされた項目についての検討もお願いしたい。

## 記

### 1 諮問事項

- (1) 令和6年度における労務報酬下限額（多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する額及び多摩市公契約条例第7条第1項第2号に規定する額）について
- (2) 令和6年度における多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する割合について
- (3) その他令和6年度における多摩市公契約条例に係る重要事項について

### 2 諮問事項ごとの答申の期限〔予定〕

- (1) 令和5年9月下旬まで
  - ・令和6年度における労務報酬下限額
  - ・令和6年度における多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する割合
  - ・令和6年度公契約対象案件（主に令和4年度からの継続事業）の基本的な考え方
- (2) 令和6年1月中旬まで
  - ・令和6年度公契約対象案件（令和6年度新規対象事業）の基本的な考え方
  - ・令和6年度以降の課題等